

(厚生労働委員会)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する

法律案（閣法第四三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とする。
- 二 厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たっては、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮しなければならない。
- 三 派遣元事業主は、無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣等を除き、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣を行ってはならない。

四 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、無期雇用派遣労働者に係る

労働者派遣等を除き、派遣元事業主から派遣可能期間である三年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。派遣先は、意見聴取期間に、過半数労働組合等の意見を聴き、三年を限り、派遣可能期間を延長することができる。これを更に延長しようとするときも、同様とする。

五 派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に対し、派遣先に対し、当該派遣労働者に対して労働契約の申込みをすることを求めること等の措置を講じなければならない。

六 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならない。また、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあったときは、均衡を考慮した待遇の確保のために考慮した事項について説明しなければならない。

七 派遣先は、派遣労働者について、当該派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、派遣労働者に対しても実施するよう配慮しなければならない。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成二十七年九月一日から施行する。